

提言書のつくり（案）

表 紙

目 次

1 はじめに

2 検証結果について

条文

(1) 提言

(2) 主な意見等

(条例の改正が必要な場合等はこの部分に記載します)

3 防府市自治基本条例推進協議会の概要

- ・ 開催状況
- ・ 委員名簿
- ・ 協議会設置要綱

(4 参考資料)

提言書の検証結果部分のイメージ（案）

2 検証結果について

（市民等の権利）

第6条 市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。

- 一 市民は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。
- 二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。
- 三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。

(1) 提言

- ・ 子どもや青少年に対し市政に関心を持ってもらい、自治基本条例の存在と意義を伝えるため、学校教育における副教材の作成や教師の研修などの取組みが望まれる。

(2) 主な意見等

- ・ 市民等の権利には当たり前ではあるが大切なことが書いてあるので、市民等はずっと関心を持つべき。
- ・
- ・